平成３０年（フ）第２４号
富山県高岡市北島1185番地
債務者　荒谷　浩幸
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第３０号
富山県高岡市姫野500番地７
債務者　二上いく江
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第７号
山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の845
債務者　勝見　洋子（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
山梨県富士吉田市下吉田６丁目21番28号
債務者　今井　　正
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
長野県北佐久郡立科町大字塩沢1699番地の内１番
債務者　滝澤　　悟
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１１号
岐阜県加茂郡八百津町和知281番地　中山団地５号
債務者　纐纈みつ子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第３８号
静岡県富士市増川427番地の１　メゾン・ド・シャルマン202号
債務者　ＹＡＭＡＺＡＫＩ　ＭＡＲＩＴＥＳ　ＯＬＥＧＡＲＩＯ（山﨑　マリテス　オレガリオ）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３７号
三重県津市白山町山田野1413番地
債務者　石田　洋子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０号
三重県尾鷲市古戸町１番８号
債務者　藤原　宣久
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
津地方裁判所熊野支部

平成３０年（フ）第１４号
鳥取県西伯郡伯耆町久古617番地１
債務者　松原　浩吉
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１１５号
岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓4388番地２
債務者　坂口　江美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６号
広島県福山市木之庄町２丁目13番15号　Ａ102
債務者　西山　雅子（旧姓馬屋原）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１７号
広島県神石郡神石高原町油木乙1934番地
債務者　川上　敬正
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３０号
広島県福山市旭町３番７号
債務者　大町　朋之
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３１号
広島県福山市今津町６丁目18番17号　第２コーポアトラス101
債務者　黒木　光子（旧姓大江田）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３６号
広島県福山市三吉町２丁目12番９―201
債務者　藤井　幸人
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１５５号
山口県下関市彦島角倉町１丁目４番10号
債務者　中林　憲志
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係